

令和８年度労働報酬下限額

令和８（２０２６）年４月１日以後に公告、通知及び公募する特定公契約について適用する。

工事及び製造の請負契約

単位：円（１時間当たり）

号	職 種	労働報酬下限額	号	職 種	労働報酬下限額
01	特殊作業員	３，０５５	27	普通船員	３，０３４
02	普通作業員	２，５８３	28	潜水士	５，３２０
03	軽作業員	１，９８９	29	潜水連絡員	３，４４４
04	造園工	２，６５５	30	潜水送気員	３，０８５
05	法面工	３，５４７	31	山林砂防工	３，８０３
06	とび工	３，３２１	32	軌道工	５，２９９
07	石工	３，５２６	33	型わく工	３，５２６
08	ブロック工	３，６１８	34	大工	３，４８５
09	電工	２，８９１	35	左官	３，１８８
10	鉄筋工	３，１７８	36	配管工	２，８３９
11	鉄骨工	３，１３７	37	はつり工	３，１５７
12	塗装工	３，４４４	38	防水工	３，２４９
13	溶接工	３，５７７	39	板金工	３，４０３
14	運転手（特殊）	３，１３７	40	タイル工	２，９０１
15	運転手（一般）	２，７８８	41	サッシ工	３，４１３
16	潜かん工	３，９２６	42	屋根ふき工	２，７８８
17	潜かん世話役	４，８５９	43	内装工	３，７２１
18	さく岩工	４，０５９	44	ガラス工	３，２０８
19	トンネル特殊工	４，７８７	45	建具工	２，８３９
20	トンネル作業員	３，５８８	46	ダクト工	２，８２９
21	トンネル世話役	４，８８９	47	保温工	３，２６０
22	橋りょう特殊工	３，７４１	48	建築ブロック工	３，６４７
23	橋りょう塗装工	４，１８２	49	設備機械工	３，２８０
24	橋りょう世話役	４，３８７	50	交通誘導員Ａ	２，２９６
25	土木一般世話役	３，２０８	51	交通誘導員Ｂ	１，８２５
26	高級船員	３，８３４			

※ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者及び労働者の合意のもと、見習い、手元等と使用者が判断する者については、この表の労働報酬下限額にかかわらず１，４１２円とする。